

事務連絡
令和5年12月13日

北九州・大阪・豊田事業対象地域
各府県・政令市産業廃棄物行政主管部（局）長 殿

環境省 環境再生・資源循環局
ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理推進室

高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な保管及び保管状況の報告について

ポリ塩化ビフェニル廃棄物（以下「PCB廃棄物」という。）の确实かつ適正な処分に関して、日頃より御尽力をいただき、感謝申し上げます。

北九州・大阪・豊田事業対象地域については、令和6年3月末で高濃度PCB廃棄物の処理事業を終了することとしている。高濃度PCB廃棄物が新規に発覚することは、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号。以下「PCB特別措置法」という。）第10条第1項に違反するものであり、令和5年10月31日付けの「北九州・大阪・豊田事業対象地域の高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の処理に係る今後の行政処分等の対応について（事務連絡）」において示しているとおり、JESCOへの登録期限以降に、北九州・大阪・豊田事業対象地域において存在が新たに発覚した高濃度PCB廃棄物は、環境省令で定める技術上の基準に従い、生活環境保全上の支障が生じないように適切に保管する必要がある。

PCB廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）（以下「廃棄物処理法」という。）の特別管理産業廃棄物保管基準（廃棄物処理法第12条の2第2項、同法施行規則第8条の13）に従い、見やすい場所に掲示板を設けるとともに、保管の場所からPCB廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように措置を講じた上で、保管することとされている。

今般、高濃度PCB廃棄物の適正な保管方法及び保管事業者からの保管状況の調査票等による報告について、別添1のとおり注意事項や写真の撮影方法等を整理したので、お知らせする。なお、PCBを使用していない電気機器を処理する際に、誤ってPCB廃棄物が運搬される例等が発生しており、地方公共団体から高濃度PCB廃棄物の保管事業者に対して、PCB廃棄物の不適正な処理がされないよう、保管事業者が別添調査票等（別添2～4）を作成し、自治体に提出するとともに、適切な保管について指導や情報収集を行う際に参考とされたい。また、地方環境事務所に情報を共有いただきたい。

記

1 高濃度PCB廃棄物の保管に係る指導及び情報の整理等について

高濃度PCB廃棄物の保管については、（1）のとおり引き続き関係法令に基づく適正な保管及び届出に係る指導を徹底するとともに、（2）のとおり追加的な情報の整理等に協力をお願いする。

(1) 指導について

- 高濃度PCB廃棄物の保管の指導に当たっては、廃棄物処理法第12条の2第2項の特別管理産業廃棄物保管基準を遵守するとともに、特にその紛失を防止する観点から、保管場所におけるPCB廃棄物であることを表示した掲示板の設置を徹底されたい。また、安定器及び汚染物等については、金属製のドラム缶又はペール缶に格納の上で保管するよう指導されたい。
- また、保管事業者に対しては、PCB特別措置法第8条第1項の届出を確実に行うよう指導されたい。
- 各府県市は、継続的な保管の状況が特別管理産業廃棄物保管基準や当該届出の内容に沿ったものであるか、保管場所を訪問する等により継続的に確認されたい。

(2) 情報の整理等について

- 北九州・大阪・豊田事業対象地域内のPCB特別措置法第10条第1項違反状態の高濃度PCB廃棄物については、保管事業者等の協力を得て調査票等（別添2～4）により詳細な情報の整理の上、速やかに地方環境事務所への提出をお願いしたい。
- なお、調査票等の記載内容については、地方環境事務所において、保管物に係る保管状況の把握に活用する予定。

添付資料

- 別添1 PCB廃棄物の適正な保管のための手順
- 別添2 保管者情報の収集様式例
- 別添3 別添2に付属する調査票①（1台当たり3kg以上のトランス・コンデンサー用）
- 別添4 別添2に付属する調査票②（安定器等・汚染物用）